

農事組合法人 浜通り農産物供給センター 定款

第1章 総 則

(目的)

第1条 この組合は、組合員の協同により農畜産物の販売を行うことによって組合員の経済的地位の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第2条 この組合は、次の事業を行う。

- (1) 組合員の農林業に係る共同利用施設の設置及び作業の共同化に関する事業
- (2) 農業の経営と併せ行う林業の経営
- (3) 前号に掲げる農業に関連する事業であつて、次に掲げるもの
 - ① 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
 - ② 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
 - ③ 農作業の受託
- (4) 前3号の事業に附帯する事業

(名称)

第3条 この組合は、農事組合法人浜通り農産物供給センターという。

(地区)

第4条 この組合の地区は、福島県南相馬市、相馬市、いわき市、相馬郡、双葉郡、宮城県伊具郡の区域とする。

(事務所)

第5条 この組合の事務所は、福島県相馬市石上字南白髭320番地に置く。

(農業協同組合への加入)

第6条 この組合は、そうま農業協同組合に加入するものとする。

(公告の方法)

第7条 この組合の公告は、この組合の掲示場に掲示してこれをする。

第2章 組 合 員

(組合員の資格)

第8条 この組合の組合員たる資格を有する者は、福島県浜通り農民運動連合会又は南相馬市農業を守る会の会員で、この組合の地区内に住所を有する農民とする。

2. この組合の組合員が農民でなくなり又は死亡した場合におけるその農民でなくなった者、又はその死亡した者の相続人であつて農民でない者は、前項の規定の適用については、農民とみなす。

(加入)

第9条 この組合の組合員にならうとする者は、引き受けようとする出資の口数及びこの組合の事業に従事するかどうかを記載した加入申込書をこの組合に提出しなければならない。

2. この組合は、前項の加入申込書の提出があつたときは、理事の過半数の同意でその加入の諾否を決する。
3. この組合は、前項の規定によりその加入を承諾したときは、そのむねを申込者に通知し、出資の払込みをさせるとともに、組合員名簿に記載するものとする。
4. 加入申込みをした者は、前項の規定による出資の払込をした時に組合員となる。
5. 出資の口数を増加しようとする組合員については、第1項から第3項までの規定を準用する。

(出資義務)

第10条 組合員は、出資1口以上を持たなければならない。ただし、出資総口数の100分の20をこえることができない。また、出資口数は1組合員750口を上限とする。

(出資1口の金額及び払込方法)

第11条 出資1口の金額は、金二千円とし、全額一時払込みとする。

(相続による加入)

第12条 組合員の相続人で、その組合員の死亡により、持分の払戻請求権の全部を取得した者が、直ちにこの組合に加入の申込みをし、組合がこれを承認したときは、その相続人は、被相続人の持分を取得したものとする。

(持分の譲渡)

第13条 組合員は、この組合の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

2. 組合員でない者が持分を譲り受けようとするときは、第9条第1項から第4項までの規定を準用する。

ただし、同条第3項の出資の払込をさせない。

(脱退)

第14条 組合員は、60日前までにそのむねを書面をもってこの組合に予告し、当該事業年度末において脱退することができる。

2. 組合員は、次の事由によって脱退する。

- (1) 組合員たる資格の喪失
- (2) 死亡
- (3) 除名
- (4) 持分全部の譲渡

(除名)

第15条 組合員が次の各号の1に該当するときは、総会の議決を経てこれを除名することができる。この場合には、その組合員に対し総会の会日の10日前までにそのむねを通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 正当な理由なくして1年以上この組合の事業に従事しないとき。
 - (2) この組合に対する義務の履行を怠ったとき。
 - (3) この組合の事業を妨げる行為をしたとき。
 - (4) 法令、法令に基づいてする行政庁の処分又はこの組合の定款若しくは規約に違反し、その他故意または重大な過失によりこの組合の信用を失わせるような行為をしたとき。
2. この組合は、除名を議決したときは、その理由を明らかにした書面をもって、そのむねをその組合員に通知するものとする。

(持分の払戻し)

第16条 組合員が脱退した場合には、脱退した事業年度の終におけるこの組合の財産につき、第39条の第1項第1号の規定により算定した持分の額を払い戻すものとする。

2. 脱退した組合員が、この組合に対して払い込むべき債務を有するときは、前項の規定により払い戻すべき額と相殺するものとする。

(出資口数の減少)

第17条 組合員は、やむを得ない理由があったときは、組合の承認を得て、その出資の口数を減少することができる。

2. 組合員がその出資の口数を減少したいときは、減少した出資の口数に係る第39条第1項第1号の規定により計算した持分の額を払い戻すものとする。この場合には、前条第2項の規定を準用する。

第3章 役 職 員

(役員の数)

第18条 この組合に、役員として理事8人以上11人以内及び監事2人を置く。

(役員を選任)

第19条 役員は、総会において選任する。

2. 前項の規定による選任は、総組合員の過半数による議決を必要とする。
3. 理事は組合員でなければならない。

(代表理事の選任)

第20条 理事は、代表理事1人を互選するものとする。

(理事の職務)

第21条 代表理事は、この組合を代表し、その業務を掌握する。

2. 理事はあらかじめ理事の過半数で定めた順位に従い、代表理事に事故あるときはその職務を代理し、代表理事が欠員のときはその職務を行う。

第22条 この組合の業務の運営につき、次に掲げる事項は理事の過半数でこれを決する。

- (1) 業務を運営するための方針に関する事項
- (2) 総会の招集及び総会に附議すべき事項
- (3) 役員を選任に関する事項
- (4) 固定資産の取得又は処分に関する事項

(監事の職務)

第23条 監事は、少くとも毎事業年度1回、この組合の財産及び業務執行の状況を監査し、その結果につき、総会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第24条 役員任期は2年とし、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。ただし、補欠選任及び農業協同組合法（以下「法」という）第95条第2項の規定に基づく行政庁の命令による改選によって選任される役員任期は退任した役員残任期間とする。

2. 前項のただし書きの規定による選任が理事の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書きの規定にかかわらず2年とし、その就任の日から起算する。
3. 役員任期の満了の日がその任期中の最終の決算期に関する通常総会の会日以前であるときは、その任期を当該通常総会が終了する日まで延長する。
4. 役員数がその定数を欠いた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、後任者が就任するまで、なおその職務を行う。

(役員解任)

第25条 役員は、任期中でも、総会において、これを解任することができる。

(特別代理人)

第26条 この組合と理事との利益が相反する事項については、この組合が総会において選任した特別代理人がこの組合を代表する。

(職員)

第27条 この組合に参事を置くことができる。

第4章 総 会

(総会の招集)

第28条 理事は、毎事業年度1回8月に通常総会を招集する。

2. 理事は次の場合に臨時総会を招集する。
 - (1) 理事の過半数が必要と認めたとき。
 - (2) 組合員がその5分の1以上の同意を得て、会議の目的とする事項及び招集の理由を示して招集を請求したとき。
3. 理事は、前項第2号の請求があったときは、その請求があった日から10日以内に総会を招集しなければならない。
4. 監事は、財産の状況又は業務の執行について不整の点があることを発見した場合において、これを総会に報告するため必要と認めたときは総会を招集する。

(総会の招集手続き)

第29条 総会招集の通知は、その会日から5日前までに、その会議の目的たる事項を示してこれを行なうものとする。

(総会議決事項)

第30条 次の各号に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 規約の設定、変更及び廃止
- (3) 毎事業年度の事業計画の設定及び変更
- (4) 事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、及び剰余金処分案又は損失処理案
- (5) 団体への加入（そうま農業協同組合への加入を除く。）又は団体からの脱退
- (6) 持分の譲渡又は出資口数の減少の承認

(総会の定足数)

第31条 総会は、組合員の半数以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。この場合において、第35条の規定により、書面又は代理人をもって議決権を行う者は、これを出席者とみなす。

(緊急議案)

第32条 総会では、第29条の規定によりあらかじめ通知した事項に限って、議決するものとする。ただし、第34条各号に掲げる事項を除き、緊急を要する事項については、この限りでない。

(総会の議事)

第33条 総会の議事は、出席した組合員の議決権の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

2. 議長は、総会において、出席した組合員の互選により選任する。

(特別決議)

第34条 次の事項は、組合員総数の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) この組合への加入（持分の相続又は譲受けによる加入を含む。）承認
- (4) 組合員の除名
- (5) 役員解任

（書面又は代理人による議決）

第35条 組合員は、書面又は代理人をもって議決権を行うことができる。

2. 前項の規定により書面をもって議決権を行なおうとする組合員は、あらかじめ通知のあった事項につき、書面にそれぞれ賛否を記入してこれに署名または記名押印の上、総会の会日の前日までにこの組合に提出しなければならない。
3. 第1項の規定により組合員が議決権を行わせようとする代理人は、その組合員と同一世帯に属する成年者又は他の組合員でなければならない。
4. 代理人は、2人以上の組合員を代理することができない。
5. 代理人は、代理権を証する書面をこの組合に提出しなければならない。

（議事録）

第36条 総会の議事については、議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印するものとする。

第5章 業務の執行及び財務

（事業年度）

第37条 この組合の事業年度は、毎年7月1日から6月30日までとする。

（規約）

第38条 この定款に定めるもののほか、業務の執行、会計その他に関して必要な事項は、規約でこれを定める。

（持分）

第39条 この組合の財産についての組合員の持分は、次の標準によってこれを定める。

- (1) 出資の総額に相当する財産については、各組合員の出資の口数に応じて算定する。ただし、その財産が出資の総額より減少したときは、各組合員の出資の口数額に応じて減額して算定する。
 - (2) その他の財産については、この組合の解散の場合に限って算定するものとし、その算定の方法は、総会でこれを定める。
2. 持分の算定に当っては、1円未満の金額は、これを切り捨てるものとする。

（準備金）

第40条 この組合は、出資総額と同額に達するまで、毎事業年度の剰余金（繰越欠損のある場合は、これをてん補した後の残額。以下次条において同じ。）の10分の1に相当する金額以上の金額を準備金として積み立てるものとする。

2. 前項の準備金は、欠損のてん補に充てる場合を除いては、取り崩さないものとする。

（特別積立金）

第41条 この組合は、毎事業年度の剰余金から前条の規定により準備金として積み立てる金額を控除し、なお残余があるときには、特別積立金として積み立てることができる。

2. 特別積立金は、欠損のてん補に充てる場合を除いては、取り崩さないものとする。ただし、総会でこれを取り崩すことを議決した場合は、この限りではない。

（剰余金の処分）

第42条 毎事業年度の剰余金は、欠損をてん補し、第40条の規定による準備金に積み立てる金額及び前条の規定による特別積立金に積み立てる金額を差し引き、なお残余があるときは、これを組合員に配当し、又は翌事業年度に繰越すものとする。

2. 前項の配当は、組合員の事業の利用分量の割合に応じてする配当と、組合員がその事業に従事した程度に応じてする配当と、組合員の出資の額に応じてする配当とする。
3. 利用分量の割合に応じてする配当は、その事業年度における施設の利用に伴って支払った手数料とその他施設利用の程度を参酌して、組合員の事業の利用分量に応じてするものとする。
4. 事業に従事した程度に応じてする配当は、その事業年度内において組合員がこの組合の営む事業に従事した日数及びその労務の内容、責任の程度に応じてするものとする。
5. 出資に対する配当は、事業年度末における組合員の出資の額に応じてこれをし、その率は年7分以内

とする。

(欠損の処理)

第43条 この組合は、事業年度末に欠損がある場合には、特別積立金及び準備金の順に取り崩して、そのてん補に充てるものとする。

(残余財産の分配)

第44条 この組合が解散した場合においては、各組員に第39条の規定により計算した持分の額を払戻すものとする。

2. 前項の規定による持分の払戻しについては、第16条第2項の規定を準用する。

附 則 この組合の設立当初の役員の任期は、第24条第1項の規定にかかわらず、1993年2月1日までとする。

附 則 この定款は、1992年5月14日から効力を生じる。

附 則 この定款は、1993年2月20日一部改正。

附 則 この定款は、1995年6月3日一部改正。

附 則 この定款は、1997年2月16日一部改正。

附 則 この定款は、2000年2月6日一部改正。

附 則 この定款は、2001年2月4日一部改正。

附 則 この定款は、2004年2月8日一部改正。

附 則 この定款は、2004年8月29日一部改正。

附 則 この定款は、2006年8月6日一部改正。

附 則 この定款は、2007年8月5日一部改正。

附 則 この定款は、2010年8月1日一部改正。

附 則 この定款は、2012年8月19日一部改正。

附 則 この定款は、2013年8月4日一部改正。